議事要旨(2)　投資不動産専門委員会における検討状況について

新井常勤委員（専門委員長）より、投資不動産専門委員会では、引き続き「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」及びその適用指針の文案の検討を行っており、11 月 20 日開催の委員会において最終公表の議決を予定している旨の説明があった。引き続き、嶋田研究員より、委員会・専門委員会における意見を踏まえた文案の修正内容について説明された後、次のような質疑応答が行われた。

（いわゆる時点修正の取扱いについて）

ある委員より、第三者からの取得価額を時点修正する場合、当該取得価額が適切に算定されることが前提となっているため、適切に算定されていないケースとして今回追記されている「第三者からの取得価額につき合理性が乏しいと考えられる場合」といった例示は特に必要ないのではないかとの意見があった。一方、別の委員からは、投げ売りのようなケースでは取得価額が鑑定評価から著しく乖離する実例もあるとの意見があり、さらに別の委員より、昨今の金融危機に鑑み、当該例示はあった方がよいのではないかとの意見があった。これらに対し事務局から、文案を工夫する旨の説明がなされた。

以　上

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。